

今後の中小企業向け資金繰り支援について

- 感染状況等社会情勢の変化に応じて、コロナに焦点を当てた支援策は終了させるが、今なお、コロナ禍の影響に苦しむ事業者への再生支援を強化。また、円安等の経済情勢で苦しむ事業者向けの制度も継続。

1. コロナ資金繰り支援

- 「**コロナセーフティネット保証4号**」・「**コロナ借換保証**」は、**本年6月末で終了**。小規模事業者に対しては、コロナ前から措置している「**小口零細企業保証**」（100%保証）を活用し、借換等を支援。
- ただし、**能登半島地震の影響が残る地域**においては、「**コロナ借換保証**」を継続。対象地域は、災害救助法適用地域をベースに、利用実績や復旧状況を踏まえつつ、本年7月以降3ヶ月毎に見直しを行う。

2. コロナ禍からの経営改善・再生を図るための資金繰り支援

- 「**コロナ経営改善サポート保証**」・「**コロナ資本性劣後ローン**」は、**本年12月末まで延長**。関係機関による支援も強化（信用保証協会向けの改正監督指針の運用開始 等）。

3. 円安等に伴う資材費等の価格高騰対策

- 資材費等の価格高騰対策**として実施している日本公庫等の「**セーフティネット貸付**（利益率▲5%→金利▲0.4%）」は、**本年12月末まで継続**。（5年貸付の場合、金利引下げ後は中小事業:1.1%、国民事業:1.7%、24年6月時点）

(参考) 中小企業向け資金繰り支援の全体像

昨年9月末

6月末

12月末

民間金融機関
(信用保証制度)

コロナファイネット保証4号
(売上▲20%、100%保証)

借換目的での利用は継続
※新規融資のみでの利用は終了

※ **終了**。ただし、能登半島地震の影響が残る地域で災害セーフティネット保証4号を継続。

コロナ借換保証

(100%保証は100%保証で借換) (保証料0.2%、上限1億円、保証期間10年)

※ **終了**。ただし、能登半島地震の影響が残る地域で継続。

経営改善・再生支援

経営改善サポート保証 (コロナ対応)

(100%保証は100%保証で借換) (保証料0.2%、上限2.8億円、保証期間15年)

6ヶ月の延長

政府系金融機関

日本公庫等のコロナ特別貸付
(売上▲5%等 災害貸付金利▲0.9%)

金利引下げ幅を縮小の上、6ヶ月延長
(売上▲5%等 **災害貸付金利▲0.5%**)

災害貸付金利を適用
(金利▲0.5%を廃止)
した上で**6ヶ月の延長** (※)

※新規の設備融資資金は除く、5年貸付：中小事業：1.5% 国民事業：1.45% (24年6月時点)

経営改善・再生支援

**日本公庫等の
コロナ資本金劣後ローン**

限度額を引上げ(10億→**15億**)のうえ、6ヵ月延長

6ヶ月の延長